

農林水産省無駄削減プロジェクトチーム設置規程

(趣旨)

第1条 農林水産省における行政支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進するため、農林水産省に「農林水産省無駄削減プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

(役割)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる取組を行う。

- (1) 行政支出の無駄を削減するための取組
- (2) 予算の執行状況をより一層予算要求に反映させるための取組
- (3) 職員の意識改革を促進するための取組
- (4) その他無駄の削減に資するための取組

2 プロジェクトチームは、毎年度、取組の目標を設定するものとする。

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

チーム長 大臣官房長

副チーム長 大臣官房総括審議官

委員 大臣官房政策課長、大臣官房秘書課長、大臣官房文書課長、大臣官房予算課長、大臣官房経理課長、大臣官房厚生課長、大臣官房地方課長、大臣官房情報評価課長、国際部国際政策課長、統計部管理課長、総合食料局総務課長、消費・安全局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局総務課長、林野庁林政課長、林野庁管理課長、水産庁漁政課長、関東農政局次長

2 チーム長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームに外部有識者の参加を求めることができる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームは、必要の都度、チーム長が招集する。

2 会議終了後、ホームページ等により会議の概要を公開する。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、大臣官房予算課の協力を得ながら、大臣官房経理課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年1月30日から施行する。